

・液化石油ガスの立入検査について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売業者及び保安機関に対し、自主保安が適切に実施されていることを確認するため立入検査を実施しています。

(1) 平成20年度立入検査結果

平成20年度において、23の販売営業所兼保安機関事業所、2の販売営業所、3の保安機関事業所に対して立入検査を実施しました。検査の結果、139件について改善が必要な事項が確認され、改善を求めました。

①関東経済産業局・関東東北産業保安監督部登録販売業営業所 761営業所

②関東東北産業保安監督部認定保安機関事業所 1354事業所

(2) 改善が必要な事項の主な項目

- ①「液化石油ガス販売所等の変更届」に関すること。
- ②液石法第14条に基づく書面に関すること。
- ③業務主任者及び代理者に関すること。
- ④定期点検及び定期設備調査に関すること。
- ⑤帳簿の記録に関すること。
- ⑥測定器の維持管理に関すること。